

不正行為の通報から認定まで

通報等の
受付

- 監査室に通報の窓口を設置
- 通報は顕名とし、以下の事項を明示する
 - ①不正行為を行ったとする研究者、グループ
 - ②不正行為の態様等、事案の内容
 - ③不正とする合理的理由
- 匿名の場合には、通報の内容に応じ、顕名による通報に準じた取り扱いが可能
- 被通報者の機密保持

予備調査

- 内部統制推進責任者（理事）が、予備調査を実施
- 不正行為の可能性及び告発内容と不正行為との関連性・論理性を調査

本調査

- 予備調査結果を内部統制責任者（理事長）に報告し、本調査を実施する場合は調査委員会を設置
- 被通報者の弁明機会を保障
- 不正行為が行われたか否か、通報が悪意に基づくものか否かを認定

調査中における一時的措置

- 通報された研究に係る研究費の支出停止等

認定

- 不正行為と認定された場合は、その内容、不正内容に関与した者とその度合い、研究や論文等における役割等を認定
- 不服申立てが可能

認定後の措置

- 理事長は、研究活動上の不正行為を行った者又は悪意に基づく通報を行った者に懲戒処分等必要な措置を講ずる
(独立行政法人特別支援教育総合研究所職員懲戒規程)